

2019 (令和元) 年5月8日

株式会社サンユウ群馬 御中

適格消費者団体  
特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5  
TEL048-844-8972/FAX048-829-7444  
理事長 池本 誠司

## 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当会の申入書に対して、2019年4月10日付け【「申入書」へのご回答】によって、貴社及び関係会社である株式会社サンユウよりご回答を頂き有り難うございました。

貴社からのご回答を踏まえて、当会で検討をした結果、再度下記のとおり、申入れをさせて頂きます。

つきましては、本申入れに対する回答を2019年5月24日までに書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表することがあることを念のため申し添えます。

## 記

1 まず、本件条項第11条(中止解約権)の(3)について、今後逸失利益の違約金請求をしないよう指導を徹底していただくとのことで、是非とも宜しく願い申し上げます。

2 次に、本件契約条項第6条(不可抗力による損害)については、『同条の修正につきましては、今後の検討課題とさせていただきます』とのことですが、貴社の回答の前提事実に疑問がございます。

すなわち、貴社のご説明は、『工事完成後引渡前までに工事が不可抗力により滅失、毀損した場合の危険負担に関する約定となり、工事がいまだ完成していない場面に適用される条項ではございません』というものです。

しかしながら、同条は「工事の出来高部分または工事現場に搬入した検査済みの工事材料について損害を生じたときは」と記載されております。

『工事の出来高部分』という記載は工事が完成していない場面であると思われ、『工事現場に搬入した検査済みの工事材料』については、貴社が想定しているものにもよるかもしれませんが、工事材料を文字どおり読めば、建物として完成する前のものであって、工事完成を前提にしているのではないかと考えられます。

さらには、請負金額の10分の1を超える損害が生じた場合であれば、注文者の商品に対する支配の程度を考慮することなく注文主にその越えた金額全額を負担させるものであって、やはり消費者契約法10条に抵触すると考えます。

したがって、本件契約条項の修正を速やかにご検討頂きますよう申入れます。

以上のとおり、申し入れさせて頂きますので、ご検討宜しくお願い致します。

以上

《本件に関する問い合わせ》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 岩岡、清水

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-829-7444